

# 新京都府人権教育・啓発推進計画

□ 平成20年度実施方針 □

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 第1 策定の趣旨

京都府では、「新京都府総合計画」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく施策として「新京都府人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定した。

推進計画では、京都府が今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として、施策の方向性を示したところである。

「平成20年度実施方針」は、推進計画で示した方向性を踏まえ、平成20年度の人権教育・啓発の取組を推進する上で重点となる基本事項を明らかにするために策定するものである。

## 第2 平成19年度における人権をめぐる状況

国際連合(以下「国連」という。)は、「人権教育のための世界計画」第1フェーズ<sup>※</sup>(2005-2007年)行動計画を採択し、初等中等教育に焦点を当てた取組を実施してきたが、さらに2年間延長することとなった(2009年まで)。

また、国連における人権問題への対処能力を強化するため設置された「人権理事会」では、世界の人権状況の改善のため、途上国と先進国が協議し、制度構築に関する決定が確認されたところである。

さらに、障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的、総合的な国際条約として、障害のある人の人権が保障され、社会参加を進めるよう努めること等を規定した「障害者権利条約」に日本国として署名がなされたところである。

国内では、戸籍法、住民基本台帳法、児童虐待防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正や探偵業の業務の適正化に関する法律の施行などによって、人権を擁護するための制度的枠組みが広がったり充実した分野がある。

一方で、いじめや虐待によって子ども達が犠牲になる大変痛ましい事件が引き続き全国で相次いで発生した。また、自殺者についても9年続けて3万人を超えるなど、依然として人の命の尊さや、自分と同じように他人も尊重することの大切さを、今一度社会全体で見つめ直すことが厳しく求められている。

個別の人権問題に関しては、平成17年に兵庫県、大阪府の行政書士による戸籍謄本等の不正取得が全国規模で広範に行われていたことが明らかになって取組の改善等が図られたにもかかわらず、三重県の行政書士による同種事案の発生が明らかになった。これは興信所等に身元調査を依頼する状況が社会に厳然と存在している事実を示していると考えられる。

一方、今日の情報社会を支えるインターネットをめぐっては、犯罪や自殺などを誘発する場となったり、差別を助長したり他人を誹謗中傷する表現や様々な有害情報が蔓延したりする状況が見られ、特にインターネット上の掲示板やホームページを利用して、特定の個人・集団を差別したり、中傷したりするいじめや差別のなどの事象が数多く発生している。そういう中で、情報発信におけるモラルの問題とともに、利用者のメディアリテ

ラシー※の向上などの課題が一層重要となっている。

さらに、このような人権にかかわる具体的な問題事象に止まらず、私たちの社会が様々な個性、多様な価値観を持った人々で構成されていることを踏まえると、誰もが参加でき、暮らしやすい社会づくりを進めることや社会から孤立したり、排除されそうな人々を社会の構成員として包み込むような社会の構築が必要とされていることから、「ユニバーサルデザイン」や「ソーシャル・インクルージョン」※に基づいた生活環境づくりを進めていく必要がある。

こうした状況を踏まえると、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会」を実現するためには、「人権教育のための世界計画」に関する国内外の取組とも連携・協力して、人権尊重の意識を社会全体及び日常生活の中にしっかりと根付かせるよう、新たな課題には柔軟かつ迅速に対応し、持続的に人権教育・啓発の取組を進めていく必要がある。

※ フェーズ：段階

※ メディアリテラシー：様々なメディアが伝える内容を鵜呑みにせず、主体的に解読・理解する力をつけること。

※ ソーシャル・インクルージョン：社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立を目指す考え方

### 第3 平成20年度実施方針

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会である。このような社会を実現するためには、人権とは何かということや、社会に存在する様々な人権問題などについて学ぶことを通じて、生命の尊さ・大きさや、自分も他人もかけがえのない存在であることなどを、自分自身で実感できるような人権教育・啓発を推進することが必要である。そのため、次の重点事項を踏まえた取組を推進する。

また、職員一人ひとりが「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」という府政の目標をしっかりと認識し、人権教育・啓発事業の企画・立案・実施等を通じて、人権をめぐる諸情勢について一層認識を深めるとともに、府民が人権や人権問題を自らに関わりのある事柄として捉え、人権の尊重や人権問題の解決へ向けて主体的に行動しようという意識を培うことができるような取組を国、市町村等と連携して推進することが必要である。

特に本年は世界人権宣言60周年に当たることから、「世界人権宣言60周年」等を契機として行われる国内外の取組等の機会を活用し、若者層及び人権問題等に関心の高い層（人権啓発センター等）をはじめとした府民に対する取組を、各部が連携・協力して、積極的に進めることが必要である。

同時に府職員や教職員、消防職員、警察職員等に対して行う人権研修について、研修効果を検証し、あらゆる場や機会に人権教育・啓発を推進できる指導者の養成・資質の向上に努め、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援する。

## 1 重点事項

### ○ 「育てよう 一人ひとりの 人権意識」—思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

虐待やいじめなどによって子ども達が犠牲になる痛ましい事件が、全国で相次いでいることや、自殺者が9年連続して3万人を超えて深刻な状況などを踏まえ、府民一人ひとりが、命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であることを真に実感し、お互いの人権を尊重し合うとともに、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることが、今まさに求められている。

### ○ 「同和問題の解決を目指そう」

同和地区出身者に対する差別意識や偏見は、全体としては解消の方向に進んでいるものの、結婚にかかわる問題を中心として人々の間には様々な意識が存在しており、また、インターネットなどを使った差別事象や身元調査などの問題も後を絶たない。府民一人ひとりがこの問題について一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すとともに、自らを啓発していくことが必要である。

### ○ 「女性の人権を守ろう」

「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識などから生ずる種々の男女差別は、家庭や職場で依然として根強く残っている。また、女性に対する暴力の解消も、重要な課題である。少子化や高齢化が進む中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が大切である。

### ○ 「子どもの人権を守ろう」

幼い子どもが被害を受ける犯罪の発生や、陰湿で執拗な「いじめ」、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童買春や児童ポルノのはん濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にある。子どもは一人の人間として最大限に尊重されなければならないということを、大人自身が自覚しなければならない。

## ○「高齢者の人権を守ろう」

社会の高齢化は極めて急速に進んでおり、平成27年には4人に1人が高齢者になると言われている。一方、高齢者に対する身体的・心理的などの虐待、身体拘束等により、高齢者的人権が著しく侵害される深刻な問題も発生している。高齢者が自立した個人として生きがいの持てる生活ができるように接していくことが重要である。

## ○「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」

障害のある人に対する人々の理解や配慮はいまだ不十分であり、車椅子での乗車拒否や、アパートへの入居拒否などの様々な人権問題が発生している。障害のある人の自立と社会参加を目指し、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させ、すべての人が対等に生活し活動できる社会にしていくことが大切である。

## ○「外国人の人権を尊重しよう」

我が国に生活する外国人は増加傾向にあるが、言語、宗教、生活習慣等の違いから、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否など様々な人権問題が発生している。また、歴史的経過から日本で生活している在日韓国・朝鮮の人々に対する差別落書などの人権侵害も、依然として発生している。今後ますます国際化が進む中で、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「多文化共生社会」の形成を進める必要がある。

## ○「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」

現在、我が国においては、エイズ、ハンセン病をはじめ、感染症に対する正しい知識と理解の不足から、感染症にかかった人々に対して、日常生活、職場、医療現場における差別やプライバシー侵害などの問題が発生しており、これらについて正しい知識や認識を持つ必要がある。

## ○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって突如として身体的・精神的に困難な状況に陥るものであり、周辺の人々の興味本位や心ない中傷などによって、さらに痛手を被ることが懸念される。犯罪被害者のおかれられた状況の正しい理解と、人権に対する配慮が求められる。

## ○「ホームレスに対する偏見をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生している。ホームレスの人権に配慮しつつ、ホームレスの自立の支援をしていくことが必要である。

## ○「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」

インターネットの普及により、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現の掲載、「ネットいじめ」の横行など、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した、人権にかかる様々な問題が発生している。インターネットを利用する人は、マナー意識とメディアリテラシーの向上に努め、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが必要である。

## ○「個人情報に関する権利や利益を守ろう」

個人情報は個人の権利利益を侵害することができないように適正に取り扱われなければならないが、企業の顧客情報が大量に流出したり、個人情報が商品化されたりする問題や、本人の了解を得ずに調べられた個人情報の内容が結婚や就職に影響するといった問題などが起きている。また、依然として戸籍謄本等の不正取得が発生していることから興信所等に身元調査を依頼する状況が社会に厳然と存在している事実を示していると考えられ、個人情報の適正管理の重要性や、利用を誤ると著しい人権侵害を引き起こすそれがあること、特に身元調査が個人のプライバシーや人権を侵害することなど、個人情報の管理の重要性を府民や調査会社等に広く啓発する必要がある。

## ○「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったが、一方で性同一性障害者が社会で生活する上で、様々な不利益を被ったり差別を受けたりすることがある。性同一性障害に関する正しい理解を深め、偏見・差別をなくす必要がある。

## 2 取組の視点

### ○ 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識としての習得にとどまらず、自らにかかわる事柄としての認識を深め、日常生活の様々な場面で、自分と同じように他人も大切にするという態度や言動が自然に表れるような人権感覚を、しっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努めるとともに、具体的な人権問題をめぐる現状や課題の背景・要因等を分析・整理し、様々な情報の発信や人権問題に関する研修等に積極的に取り組む。

### ○ 地域の問題として考えるために

個性や価値観の違いを認め合い、誰もがいきいきと生活できる共生社会について具体的に認識を深めるためには、府民が実際に生活している地域の状況に置き換えて考えていくことが有効である。

そのため、府民の最も身近にあってきめ細かい人権教育・啓発活動を展開する市町村との連携を図り、地域事情に応じて工夫を凝らした取組の推進を促すとともに、各種補助制度等の活用のほか創意ある取組に対して積極的に支援する。

また、啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、その内容に応じて市町村やNPO法人、人権啓発センター等との連携を強化し、地域性が高く、親しみやすいものとなるよう努める。

### ○ 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、さらに入権問題の解決へ向けて主体的に取り組もうとする意識の形成につなぐためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動などを人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPO法人や企業などの民間団体が、多様な観点で自らの特性を活かし、人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す取組を展開していることを広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、啓発イベントなどにNPO法人・大学・人権啓発センター等が参加し、お互いに意見交換を行うなど連携・双方向の取組の推進に努める。

## 第4 推進体制

### 1 新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部による企画、調整等

推進計画の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」（以下「推進本部」という。）により、人権にかかわる様々な情勢等に関する認識の共通化を図り、人権教育・啓発の各部にわたる施策の企画、調整等を行う。

### 2 各部における施策の推進

各部はそれぞれ所管する行政分野において、人権問題に対する取組やあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、人権に特に関係する職業従事者に対する研修、人権教育・啓発の条件整備等を積極的に推進する。

また、様々な人権問題が複合して発生することにより重複化・複雑化している可能性があることを踏まえ、所管する人権問題の状況等に関する情報を推進本部において共有し、関係部と連携して効果的に取り組むことができるよう努める。

なお、施策の実施に当たっては、施策の目的、府民のニーズ、費用対効果等の観点からその内容、手法等を十分検討して取り組むとともに、実施後は同様の観点から成果や課題を検証し見直しを行う。

### 3 第三者評価の実施

人権教育・啓発に係る施策を効果的に推進するため、人権や法律の専門家等外部の有識者により設置した京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（以下、「懇話会」という。）により、施策の実施状況や成果、課題等について府民の目線に立った客観的な点検・評価を行う。

懇話会で得た意見等については、実現の可能性や実施の緊急性等を関係部で検討・吟味し、可能な限り施策の見直しに反映できるよう努める。